

●香川県告示第264号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成23年7月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	相生漁港	相生漁港海岸	<p>1 指定場所 東かがわ市坂元地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点2、補助点2、補助点1、基点1を順次に結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 東かがわ市坂元字小坂828番2地先無番地内の標杭 基点2 基点1から125度00分、距離56.0メートルの地点 補助点1 基点1から26度00分、距離53.0メートルの地点 補助点2 基点2から38度00分、距離55.0メートルの地点</p>